

第6回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和3年11月30日（火）
9時30分から11時16分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 17名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・2名（杉本昭二委員、池田陽子委員）
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 次長・水元・日高・碓井
- 7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:30	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、只今から、第6回日南市農業委員会総会を開会いたします。5番杉本昭二委員、11番池田陽子委員より欠席届が提出されております。16番山口光彦委員については現在出席されていますが途中退席をされます。只今の出席農業委員は17名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。なお、本日は局長が議会のために欠席しておりますのでご了解ください。本日の議事録署名委員に9番谷口宏文委員、10番稲山富保委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。

	次 長	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。 本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後、全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。
	議 長	お諮りいたします。只今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第1号から議案第5号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
	次 長	提案理由の説明の前に、議案の訂正がございますのでお願いいたします。総会資料3ページ、議案第3号農地法第5条の許可申請につきまして、受付番号8番、申請地面積3,452㎡を3,462㎡に訂正していただきますようお願いいたします。 それでは、只今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました9件について当農業委員会として許可すべきか、否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が8件で受付番号1番から4番、6番、8番、9番は経営規模拡大のため、受付番号7番は経営移譲となっております。賃借権設定が1件で、受付番号5番は、新規農業経営のためとなっております。 次に議案第2号、農地法第4条の許可申請について、県知事への申請がありました1件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番は駐車場用地のためとなっております。 次に議案第3号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました17件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容について

	次 長	ですが、所有権移転が 15 件で、受付番号 1 番、2 番、4 番から 8 番、10 番、16 番は植林のため、受付番号 3 番、11 番は一般個人住宅用地のため、受付番号 9 番は駐車場用地のため、受付番号 14 番は共同住宅用地のため、受付番号 15 番は宅地分譲用地のため、受付番号 17 番は農業施設堆肥置場用地のためとなっております。賃貸借権設定が 1 件で、受付番号 12 番は仮設現場事務所兼資材置場用地の一時転用のためとなっております。使用貸借権設定が 1 件で受付番号 13 番は共同住宅用地のためとなっております。 次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、8 件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が 2 件、更新の利用権設定が 2 件、所有権移転が 2 件、中間管理権設定が 2 件となっております。 次に議案第 5 号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき証明願のありました 1 件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号 1 番は、耕作放棄地の内、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として証明するものであります。 以上、説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	次 長	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室 1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室 2、北郷地区は会議室 3、南郷地区は会議室 4 でお願いいたします。

9:33	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は 10 時 10 分をめどに終了させ、本会場にお集まりください。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
10:10	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について 9 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6 番金丸です。受付番号 1 番について説明します。11 月 29 日、譲渡人立会いのもと現地確認しました。申請地は酒谷 2 区で、国道 222 号沿いの日南市役所酒谷支所から南へ約 1.5 km の山林の中です。申請地は数年前まで山林となっていました。林業を営んでいる譲受人が伐採後整備し現在は畑に戻っており、いつでも作付け出来る状態になっています。譲受人によると隣接する果樹園を営む方から売買の話がありその方に譲るとのことでした。山林化した畑が元の畑の状態に戻るという珍しいケースで、その後の計画も十分されていて問題ないと判断しました。ご審議をお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	山 元 (陸)	はい、18 番山元です。受付番号 2 番について説明します。申請地は東郷益安地区で、JA 農機具センター裏です。高速道路予定地の残地です。周りはすべて農地です。譲受人は経営規模拡大です。特に問題はないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番についてですが、井上委員につきましては、ご本人に関する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により退席をお願いします。 (井上委員退席)
	議 長	それでは、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17 番山本です。受付番号 3 番について説明します。11 月 24 日、譲受人に電話で確認しました。申請地は塚田下永迫です。譲受人

山 本	は、金柑のハウス栽培をされており、平成 25 年宮崎県農業振興公社と契約され 9 年間分割の支払いをされ今回完済され所有権移転という案件です。問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	ただ今の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第 1 号、受付番号 3 番について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号、受付番号 3 番は原案どおり許可することに決定しました。ここで、井上委員の退席を解きます。 (井上委員着席)
議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 4 番について説明します。11 月 25 日、譲渡人、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は殿所地区で、東郷橋手前 500m の農道脇に位置します。譲渡人と譲受人の農地は隣接しており隣同士です。平成 18 年地籍調査において登記された境界線が譲受人の一部に入り込んでおり、測量をし直したところ境界線が約 33 m ² 譲受人の土地に入り込んでいることが確認できたため、譲渡人と譲受人の話し合いの結果、譲渡人の土地を分筆し譲り渡し、地籍調査前の状況に戻すという申請です。双方の立会いで了承されており、問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
井 上 (英)	はい、13 番井上です。受付番号 5 番について説明します。11 月 25 日、貸渡人に電話での聞き取りを行い、11 月 28 日、借受人立会いのもと現地確認しました。申請地は大窪地区で、大窪小学校から細田方面に約 300m 進み、左斜めへ入り約 300m の所にあるハウスと周辺の菜園、更に東に約 300m の露地柑橘園です。貸渡人は今年の 4 月まで申請地ハウス付近の住居に居住し、主に柑橘経営をしておりました

	井 上 (英)	が、家族の事情により転入前の愛知県へ戻られました。柑橘園は、後継人が見つかるまで、周囲の農地に迷惑がかからないように病虫害の防除を管理委託されておりましたので、果実は、収穫し出荷できる状態です。また使用されていた農機具等はすべてそのまま残すとのことでした。借受人は現在都城に居住されており、空家バンクで情報を知り、夫婦で農業をしたいとのことで転入することにしたそうです。許可後、年明けから収穫、出荷を予定しています。農業経験はありませんので見守っていく必要がありますが、既に何人かの生産者との交流、販売のための市場等への下見等の行動力を考慮しますと許可は問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。
	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号 6 番について説明します。申請地は北郷立野地区で、下水道処理施設あめんぼ館周辺の田 2 筆、畑 1 筆です。譲渡人には電話での聞き取りを行い、譲受人立会いのもと現地確認しました。譲受人は兼業農家で週末農業を行っています。譲渡人は、3 筆とも所有者が別の方です。前々から売買の話があり、今回まとめて購入となったようです。譲受人はまだ数年は仕事を続けるとのことですので、適切に耕作していただくよう指導しました。畑については果樹等を植えていきたいとのこと。問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 7 番について、担当委員より報告願います。
	高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号 7 番について説明します。11 月 29 日、譲受人代理人立会いのもと現地確認しました。申請地は北郷北河内地区で、北郷町と田野町の境手前、県道日南高岡線から 100m 程入った牧草地です。登記地目は山林ですが、現況地目は牧草地です。今回、農事組合法人から株式会社への組織変更に伴い経営移譲を行うものです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。

議 長	続きまして、受付番号 8 番について、担当委員より報告願います。
平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 8 番について説明します。この案件は、申請地が南郷町新開地区で、譲渡人が潟上ということで以前から加藤委員に相談があった案件です。11 月 25 日、譲受人に確認しました。J A 南郷選果場よりハートフルセンター方面へ向い右手に広がる田園地帯の一画になります。譲受人は、水稻と畜産をされている畜産農家です。譲渡人は、高齢で農業はされておらず、財産整理をされるとのこと。申請地は、以前より譲受人が耕作されており、今後も飼料を作付けされるとのこと。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 9 番について、担当委員より報告願います。
倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 9 番について説明します。11 月 24 日、譲渡人、譲受人に連絡し現地確認しました。申請地は南郷榎原地区で、国道 220 号沿いの飲食店から北に 1 km 程の所です。譲渡人は、高齢による経営規模縮小です。譲受人は、母牛 160 頭の畜産農家です。所有権移転後は、牧草を耕作されるとのこと。経営規模拡大です。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
山 元 (陸)	はい、議長。
議 長	はい、山元委員。
山 元 (陸)	はい、18 番山元です。事務局に確認したいのですが、受付番号 4 番について、経営規模拡大で 33 m ² となっていますが、権利移動の理由の要件や面積の縛り等がありますか。確かに規模拡大ですが、【受人の権利移動の理由】の【2】の【耕作に便利】になるのではないのでしょうか。
議 長	【受人の権利移動の理由】について、要件があるのかどうか、経営規模拡大が妥当かどうかという質問です。事務局願います。

10 : 20	次 長	はい。この案件は、もともとあった農地の境界が地籍調査により変更になったことで、分筆しました取得するという特殊な案件です。要件的には他の要件にあたる可能性もありますが、今回は【経営規模拡大】としています。取得面積が 33 m ² とありますが、経営規模拡大面積に制限はありません。今の農地を広げていくという意味で【経営規模拡大】に問題はありません。
	議 長	よろしいでしょうか。
	山 元 (陸)	はい。
	議 長	その他、質疑はございませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 1 号について、受付番号 3 番を除いて、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、受付番号 3 番を除く議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。
10 : 20	議 長	次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について 1 件の審議をお願いします。受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	山 元 (敏)	はい、吾田地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号 1 番について説明します。11 月 25 日、現地調査を行いました。申請人は高齢のため立会いできませんでしたが、電話で確認しました。申請地は吾田東九丁目で、市道油津星倉線を飢肥方面へ向い、ホームセンター前の交差点を左折し、歯科医院と戸高川に挟まれた住宅地です。9 月に敷地の半分を個人住宅用地として売買し、道路に面した残りを今回、駐車場にしたいとのことです。申請地の左側と奥は住宅で、右側は戸高川の堤防です。境界にはブロック塀を設け土砂の流出を防ぎ、駐車場には砂利を敷き、雨水は自然浸透または市道に設置してある側溝に流していくということです。平成 25 年頃から駐車場として無断転用しており、始末書も添付されております。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。

10:22	議 長	ただ今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請について17件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10番稲山です。まず受付番号1番について説明します。11月26日、譲受人立会いのもと現地調査をしました。譲渡人については電話にて確認しました。申請地は飢肥板敷荒平地区で、振徳高校より北に約2kmの道路下50m程の谷間になっている所です。昨年、杉を伐採し、原野となっていました。登記地目は畑ですが、許可後は、杉を植林するとのことです。周囲は山林で影響を与える農地はありません。周囲に譲受人所有の山林があるため転用に至ったとのことです。始末書も添付されています。特に問題ないと思います。 次に、受付番号2番について説明します。11月25日、譲受人立会いのもと現地調査をしました。譲渡人については宮崎在住により電話にて確認しました。申請地は飢肥板敷永吉地区で、飢肥中学校より西に約1kmの山林地帯の一画です。登記地目は畑ですが、譲渡人が杉を無断で植林し、既に伐採されており原野となっていました。譲受人は林業を営んでおり、取得後は、クヌギを植林するとのことです。周囲は山林で影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。特に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6番金丸です。山口委員が早退されましたので代わって報告します。受付番号3番について説明します。11月24日、譲渡人、譲受人に電話で確認しました。申請については間違いのないことでした。11月28日、譲受人立会いのもと現地調査を行いました。申請

	金 丸	地は、今町二丁目で、今町の交差点から振徳高校方面へ 100m程行った右側です。住宅を建築することでした。周囲は住宅地となっており、影響を与える農地はありません。生活排水は、合併浄化槽で処理し、雨水は自然浸透処理及び市道脇の側溝へ排水します。この土地は、譲渡人が亡き妻から相続したもので、相続当時から埋め立てられており、始末書も添付されております。特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番から 7 番について、担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。この案件は 10 月の案件の隣接地になります。まず受付番号 4 番について説明します。申請地は酒谷地区白木俣です。国道 222 号線沿いに白木俣神社があり、ここから 200m程行き、右側にある山道を 4.5 km 入った山頂付近です。11 月 26 日、譲受人と連絡を取り、11 月 27 日に現地確認しました。譲渡人には電話で確認しました。時期は分かりませんが、亡き父が植林しました。地目変更を行った際、無断転用が判明し、今回の追認申請となりました。雨水は自然浸透処理し、取得後は枝打ち除草等を定期的に行い、維持管理していくとのことです。周囲は山林化しており、影響を与える農地はありません。始末書も添付されており、何も問題ありません。また、この案件は 3,000 m²を超える案件ですので、県と当事務局が調査しております。 次に、受付番号 5 番、7 番について説明します。譲受人、申請地が同じです。10 月の案件の周辺になります。申請地は酒谷地区割籠谷です。国道 222 号線を登っていくと左側に新村林道入口、割籠谷林道入り口の看板があり、そこから割籠谷林道へ約 1 km 入って、山の中腹付近へ約 200m 入った所が申請地となります。11 月 26 日、譲受人と連絡を取り、1 月 29 日に現地確認しました。譲渡人には電話で聞き取りしました。平成 27 年に父から贈与を受けた土地で、以前は畑でしたが父が植林しました。農地転用の手続きについて知識がなく、譲受人に所有権移転する際、地目が畑であることが判明し、今回の追認申請となりました。譲受人は、排水は地下浸透処理し、土砂の流出防止に努め、適切な森林管理をしていくとのことです。周囲は山林化しており、影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。何も問題ないと思います。なお、この案件も 3,000 m²を超えます

	向 高	ので、県と当事務局が調査しております。受付番号 7 番の申請地は、以前は畑でしたが、農地としての維持が困難となり杉を植林したとのことです。農地転用の手続きについて知識がなく、譲受人に所有権移転する際、地目が畑であることが判明し、今回の追認申請となりました。譲受人は、雨水等は自然浸透処理し、土砂の流出防止に努め、地域森林計画に基づき適切な森林管理をしていくとのことです。周囲は山林化しており、影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。何も問題ありません。 続いて受付番号 6 番について説明します。申請地は酒谷地区坂元です。国道 222 号線沿いの道の駅の反対側にある坂元棚田への入り口から 2 km 入り、日永八重方面に 200m 進んだ左側の道路沿いになります。11 月 29 日、現地確認しました。申請地は、以前は畑でしたが農地として維持するのが困難となり譲渡人が杉を植林したようです。地目変更する際、地目が畑であることが判明し、今回の追認申請となりました。周囲は山林化しており、影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。何も問題ありません。ご審議よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 8 番から 10 番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 8 番から 10 番について説明します。受付番号 8 番と 10 番は、譲受人が同じで場所が隣接していますので一緒に説明します。11 月 29 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は飢肥地区吉野方で、飢肥より吉野方方面へ約 2 km 進み、大根川に架かる橋の手前より 2 km 山手の方に入り込んだ所です。周囲はすべて山林で、道路もなく農地としての利用は困難であるため、転用は問題ないと思います。譲受人は素材生産業者ですが、転用後は伐採し植林するとのことです。譲渡人は高齢で市外在住のため管理できないとのことです。始末書も添付されております。特に問題ないと思います。 続いて受付番号 9 番について説明します。11 月 29 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は飢肥地区吉野方で、飢肥より吉野方方面へ約 2 km 進み、大根川に架かる橋を渡り約 200m 進み、左奥へ約 100m の人家に囲まれた所です。譲受人は、デイサービスセンターの駐車場として利用したいということです。周囲は、三方が人家、

三 賢	もう一方は水路があり農地となっています。譲渡人は高齢で市外在住のため、農地としての利用は出来ないということです。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 11 番について、担当委員より報告願います。
山 元 (陸)	はい、18 番山元です。受付番号 11 番について説明します。所有権移転です。申請地は油津駅の裏の酒造会社の横の自己管理地です。譲渡人は高齢で離農されており、管理が難しく手放すとのことです。譲受人は現在親子 3 人でアパート住まいですが、申請地を取得し住宅を建築するものです。11 月 27 日、代理人と現地確認しました。周囲は、住宅地となっており、酒造会社の合鴨農法のライブカメラ用の農地が残るのみです。生活排水は下水道に排出し、雨水は道路側溝に排出します。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 12 番について、担当委員より報告願います。
田 端	はい、2 番田端です。受付番号 12 番について説明します。11 月 29 日、貸渡人立会いのもと現地調査しました。申請地は、二の丸団地の下になります。もともとこの場所は、原形変更申請されている場所です。埋め立てはしてありますが、上土が見つからないとのことで、そのままになっており、原形変更届申請業者を通じ別の建設会社の現場事務所兼資材置場となっておりました。事後申請ですので始末書も添付されております。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 13 番から 15 番について、担当委員より報告願います。
山 元 (敏)	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号 13 番について説明します。11 月 25 日、現地調査しました。申請人の代理人は市外のため電話にて確認しました。申請地は吾田東十丁目で、吾田東小学校裏手の西側で、住宅地として発展しており、学校も近く生活に便利のいい場所です。695 m ² の土地を借り受けて受付番号 14 番の申請地と併せた土地に共同住宅を 2 棟建設し

	山 元 (敏)	たいということです。申請地左側は農地、奥に水路がありますが、ブロック塀を設け雨水、土砂の流出を防ぎます。生活排水は日南市公共下水道に流します。右側は受付番号 14 番の申請地になります。特に問題ないと思います。 続きまして、受付番号 14 番について説明します。左側は受付番号 13 番の申請地です。奥に水路がありブロック塀を設け雨水、土砂の流出を防ぎます。右側はブロック塀で境界が作ってあり一段高くなっております。1,387 m²を取得し、受付番号 13 番と併せた土地に共同住宅を 2 棟建設したいということです。生活排水は日南市公共下水道に流します。特に問題ないと思います。 続きまして、受付番号 15 番について説明します。11 月 25 日、譲受人立会いのもとに現地調査しました。申請地は吾田東十丁目で、吾田東小学校の北側になります。譲受人は不動産業を営んでおり、閑静な場所を探し取得しバランスの取れた良質な建物を提供することを目的としております。申請地は、住宅地として発展しており、学校も近く生活に便利のいい場所で希望者が多い地区です。1,835 m²を 6 分割して販売したいということです。申請地の東側と南側に水路、西側に里道がありますが、L 型擁壁を設けて雨水、土砂の流出を防ぎます。生活排水は日南市公共下水道に流します。特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 16 番について、担当委員より報告願います。
	井 上 (英)	はい、13 番井上です。受付番号 16 番について説明します。11 月 25 日、譲渡人に電話で確認を取り、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は大窪仮屋地区で、大窪小学校から串間方面へ県道を約 200m 進み、左へ曲がり柑橘園地帯を約 500m 進んだ左側に広がる山林です。譲渡人は平成 30 年に夫より相続しましたが、場所もわからず、管理もできないと考えていたところ譲受人に相談され売却することにされたそうです。譲受人は伐採後山林として利用したいと今回の申請となりました。始末書も提出されており、問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 17 番について、担当委員より報告願います。

10:51	田 中	はい、7番田中です。受付番号17番について説明します。11月24日、譲渡人、譲受人に電話で確認し、現地確認しました。申請地は、南郷町潟上で、潟上小学校の向かい側の波平瀬集落の一面になります。譲受人は、平成24年より申請地と周辺を借り受け、繁殖牛経営を始めています。平成29年に牛舎と申請地を購入し所有権移転登記したのですが、手違いにより申請地が漏れており、今回の申請となったようです。現在倉庫を建築中で、来年には堆肥舎、農機具倉庫を建築予定です。始末書も添付されています。問題はないと思います。ご審議をお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号について、許可妥当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第4号農用地利用集積計画について8件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	谷 口 (宏)	はい、9番谷口です。受付番号1番について説明します。11月28日、貸付者に電話で確認し、借受人立会いのもと現地調査しました。申請地は、細田上方地区で、JAはまゆう細田支所より東へ約500mのハウス施設の一画です。貸付者は県外在住で管理できないとのこと。借受者は促成ピーマンを栽培されている認定農業者で問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	高 崎	はい、北郷地区農地利利用最適化推進委員の高崎です。受付番号2番について説明します。11月25日、借受者立会いのもと現地調査しました。申請地は、北郷地区北河内で、県道都城北郷線の昼野橋手前50mの右側の道路脇にあります田2筆です。以前は別の方が施設野菜を作っておられましたが、高齢で離農されるとのことで借受者が引

	高 崎	き継ぐということで今回の申請となりました。借受者は令和 2 年に新規就農者として認定を受けており、露地野菜を中心に栽培していましたが、今回の借受で経営規模を拡大するということです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	河 野	はい、3 番河野です。受付番号 3 番について説明します。11 月 24 日、借受者立会いのもと現地調査しました。貸付者は施設入所のため娘さんと利用権設定の確認をしました。申請地は、北郷地区倉迫で、県道日南高岡線を北郷へ向かう途中、大藤信号を右折し、左手にあるハウス団地の中にあります。農地はお互いに交換しているため賃料は発生していません。貸付者と借受者は親戚関係で問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7 番田中です。池田委員が欠席のため、代わって受付番号 3 番について説明します。11 月 24 日、借受者立会いのもと現地調査しました。申請地は、南郷地区贅波です。県道 448 号線を南郷から都井岬方面へ向かい、贅波集会所の手前を左に 100m 入った左側のマンゴーハウスです。更新で内容も間違いないとのことでしたので、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から利用権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
10 : 56	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。受付番号 5 番について担当委員より報告願います。

10 : 59	山 本	はい、17 番山本です。受付番号 5 番について説明します。11 月 24 日、譲受者立会いのもと現地確認しました。申請地は、北郷大藤です。大藤交差点の北側のハウス団地の一画になります。譲受者は令和 3 年 5 月より認定新規就農者となった方です。ハウス内は既にスイカが栽培されており、もう直収穫を迎える状態でした。なお、本人は東郷の農地所有適格法人の農園で 1 年間スイカの栽培を研修されたそうです。ハウス内は、綺麗に管理されており、先行き頼もしいと感じました。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 6 番について担当委員より報告願います。
	高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号 6 番について説明します。11 月 25 日、譲受者立会いのもと現地確認しました。申請地は、北郷坂元集落内の神社の山沿いの市道を 500m 程行った所にある田です。譲受者は施設野菜、水稻を栽培しており、今回の案件は、5 年前に宮崎県農業振興公社より借り受けて今回移転に至りました。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から所有権移転についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転について計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、中間管理の審議をお願いします。それでは、受付番号 7 番について担当委員より報告願います。
	南	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号 7 番について説明します。11 月 25 日、貸付者立会いのもと現地確認しました。申請地は、下隈谷地区で、下隈谷神社の斜め前の田 1 筆と、もう 1 筆は神社前の農道を県道 36 号線の方へ 500m 程行った田

11:01	南	になります。貸付者は離農されていて、これまでも近隣農家の方が作付けされていたそうです。特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 8 番について担当委員より報告願います。
	木佐貫	はい、8 番木佐貫です。受付番号 8 番について説明します。11 月 26 日、現地確認しました。申請地は北郷大藤で、大藤交差点の手前右角の田です。この案件は、農地中間管理権設定ですので、特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から中間管理権設定についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 5 号、非農地証明願について、1 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	山 元 (陸)	はい、18 番山元です。受付番号 1 番について報告します。申請地は、平野で、最近できた大型スーパーの裏に位置します。スーパーの横の市道と交差する市道の角地です。隣接する住宅地の開発当時に、農道が狭くなるということで、セットバックして境界を設定された土地です。開発された当時、住宅が建設され、ブロックで境界を設置され、地区の農家の方は、農道を広く利用できました。その後、占用道路として利用され、今回の非農地証明となりました。申請地は、幅 1m、長さ 20m 程の細長い土地で、道路以外は利用価値がなく、問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。

11:05	議 長	ただ今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第5号について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり承認することに決定しました。
	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります 事務局説明をお願いします。 《報告事項》
11:16		終 了

第6回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

谷口 久光 

署名委員

谷口 宏文 

稲山 富将 